

香川県歯科医療専門学校 学校関係者評価委員会規程

(目的)

【第1条】 この規程は、香川県歯科医療専門学校が学校の教育活動その他の学校運営に係る自己評価および外部評価を行うことを目的に設置する教育課程編成委員会（以下「委員会」という）に関して必要な事項を定める。

(役割)

【第2条】 委員会は、次に掲げる事項について評価を行い、その結果を校長に報告する。

- (1) 重点目標や自己評価の評価項目等に関する事項
- (2) 自己評価結果の内容に関する事項
- (3) 自己評価結果を踏まえた改善方策、改善に向けた取組みに関する事項
- (4) その他、学校評価全般に関する事項

(委員の委嘱等)

【第3条】 委員会の委員は校長及び校長が指名する教職員（教務主任、専任教員）の他、次に掲げる者のうちから、校長が委嘱する。

- ① 保護者
- ② 卒業生
- ③ 業界全体の動向や産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員
- ④ 専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者
- ⑤ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(任期)

【第4条】 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

【第5条】 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員会の委員長は校長とする。
- 3 委員長に事故あるとき、また欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

【第6条】 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員総数の過半の出席をもって成立する。
- 3 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 4 書記は委員長が任命する。

(規程の改廃)

【第7条】 この規程を変更し、または廃止しようとするときは、学校理事会の協議を経て本会理事会にて決定する。

附 則 この規程は平成31年3月1日から施行する。